

D P C制度から退出する医療機関について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急にD P C制度から退出する場合は、中医協総会の委任を受けた「D P C退出等審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。
- 今般、北里大学東病院から、以下のとおりD P C制度からの退出に係る届出書が提出されたことから、平成26年11月19日、12月24日に「D P C退出等審査会」を開催し、退出の可否について審査を行った。
- 「D P C退出等審査会」の審査の結果、D P C制度からの同病院の退出について可とする旨決定したため、同病院は、平成27年4月1日付でD P C制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
北里大学東病院	当該病院の地域での役割が変化し、主として慢性期医療を提供する病院となるため

※ 退出後も次々回改定までは、退院患者調査に適切に参加することとする。

4 D P C 制度からの退出について

(2) 退出の手続き

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、上記①、②の手続きによらず緊急に D P C 対象病院から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙 8 「D P C 制度からの退出に係る届出書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の 4 か月後の初日に D P C 対象病院から退出するものとする。（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）また、決定内容については当該病院に対し通知することとする。

なお、審査後の決定案については、予め当該病院に通知するものとし、通知した決定案に不服がある病院は、1 回に限り別紙 9 に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

- 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合
- 「D P C 導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できなくなった場合